

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書 における当期純損失金額等の公表について

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（以下、「規則」という。）第7条の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者から届出のありました「旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書」において、当期の一般需要部門に損失が生じたため、規則第8条の規定に基づき、下記のとおり、事業者名及び一般需要部門当期純損失金額を公表します。

事業者名	供給地点群名	一般需要部門 の純損失額(円)
株式会社エネアーク関西 (法人番号：5120001118733)	小林工務店太子ヶ丘	349,718
	国土太子団地	32,436
	千早赤阪団地	2,383,258
	東映二軒茶屋団地	119,722
	三和住宅	1,035,095
	住友金属鉱山祝園団地	52,281
	嶋の宮団地	2,539
	西宮緑ヶ丘団地	31,289
	K. K. 大昌	24,943
	宝塚高原分譲地	256,677
	藤和白鳥タウン	71,499
	御着団地	1,787
	日鉄企業夢前団地	27,493
	阪急産業ヤマト笠縫団地	153,227
	片岡台団地	94,458
	こぶしヶ丘団地	100,642
	紀見C団地	215,926
	磯ノ浦団地	92,702
	比叡平団地	283,156

(参考)

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年3月28日経済産業省令第21号）＜抜粋＞

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支の整理)

第六条 旧簡易ガスみなしガス小売事業者（第七条に規定する提出期限においてその供給地点群において指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う者に限る。）は、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者が指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小

売供給のいずれも行う供給地点群ごとに、当該供給地点群に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出)

第七条 前条の旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

(一般需要部門の当期純損失金額の公表)

第八条 前条の経済産業局長は、前条の規定により提出された様式第三において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者名及び一般需要部門の当該純損失金額を公表しなければならない。

(お問合せ先)

近畿経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課
電話 ０６－６９６６－６０４６